重要インフラサイバーセキュリティ研究会運営要領

令和7年11月5日 重要インフラサイバーセキュリティ研究会決定案

重要インフラサイバーセキュリティ研究会(以下「研究会」という。) の運営 については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1. 研究会の非公開について 会議は非公開とする。
- 2. 議事要旨の公開について

議事要旨は、原則として、会議終了後、発言者名を付さない形で公開する。 ただし、内閣サイバー官又は主査が必要と認めるときは、議事要旨の一部を公開 しないものとすることができる。

3. 配布資料の公開について

会議で配布された資料は、原則として、会議終了後、公開する。ただし、内閣サイバー官又は主査が必要と認めるときは、非公開とすることができる。